

『葉隠』における武士の「一分」について

岡田 大助*

要約 本稿では、近世を代表する武士道書『葉隠』における武士の「一分」に注目し、その全用例を分類、整理して、その内実を多面的、総合的に明らかにすることを試みた。
キーワード：葉隠・武士・一分・武辺・奉公

序

(1) 本稿の目的

『葉隠』における武士の「一分」に触れた先行研究は既にある^①。しかしながら、『葉隠』における武士の「一分」それ自体を主題とし、その全用例を踏まえ、それらを分類、整理して、多面的、総合的にその内実を明らかにしようとした研究は、管見の限りない^②。そこで本稿では、『葉隠』における武士の「一分」の内実を、テキストの全用例を分類、整理、解釈することによって多面的、総合的に明らかにすることを目的とする。

ただし、全用例の解釈といっても、「一分」が用いられているすべての聞書の詳細に解釈することは、煩瑣であるし、すでに二つの訳注を持つ『葉隠』研究においてはほとんど意味がない。そこで本稿では、先行研究によって、あらかじめ全用例の聞書の内容は概ね参照可

能であることを前提とし、『葉隠』の武士の「一分」の用例の内容を論者なりに分類、整理しながら、必要な部分のみを詳しく解釈することにする。その際、典拠となる聞書の番号^④を示すことによって、概ねすべての用例が自ずと触れられることになる見通しである。

(2) 「一分」の字義

まずは、「一分」の意味について、辞書的な意味を確認しておこう。辞書によれば、①十分の一、転じて、ごくわずか②一身、自分、自分ひとり③一身の面目・責任、その人ひとりの分際、などの意味がある。慣用句にも「一分が廃る」あるいは「一分が立つ」などとあるが、これらは③の意味に対応する。『葉隠』の中に「一分」は全部で二五の用例があるが、①の意味は二例あるのみで、残りは概ね②か③に該当する。なお、『葉隠』の武士道における「一分」の思想内容を

二〇二二年十一月三〇日受付

* 江戸川大学 基礎・教養教育センター准教授 日本倫理思想史

問う本稿では、①はほとんど意味がないので、それ自体を独自に取り上げることはしない。以下、「一分」の用例を②か③に分類し、内容ごとに整理して、必要な部分のみ丁寧に解釈してゆくことにしよう。

(3) 見通し

次に、本稿の見通しを示しておく。

第一章で確認するのは、「一分」の、「自分のひとり」の知恵、あるいは、「自分ひとりの考え」という意味である。これは、先の辞書の規定では②に相当し、「自分ひとりの」というところに焦点がある。そして、この意味自体に道義的には善悪はなく、文脈に応じて、悪い意味と良い意味とに分かれる。まず、悪い意味の「自分ひとりの考え」とは、「ひとりよがりの考え」という意味である。これとは対照的に『葉隠』で肯定的に取り上げられるのが、よく知られた談合の知恵である。すなわち、他人と相談することで自分ひとりでは見えなかった道理が見える、これが知者の優れたありようである。それに対して、愚かな人は、相談もせずに自分ひとりの独断で済ますから、失敗することがある、というのである。他方、同じ「自分ひとりの考え」でも、良い意味で使われる場合もある。これは、「独自の正しい信念を貫く」という意味で、重要なことについては、周りが何と言っても、ひとりで正しい信念を貫き通さなければならぬとされる。

第二章で確認するのは、辞書の③の意味、すなわち「一身の面目、責任」に対応する意味である。「一身の面目、責任」とは、その人が自分ひとりで責任を持つところであり、それを守れば面目が保たれ、守らねば面目を失ってしまうところという意味である。

これは、『葉隠』では、「義理」という用語と親しい関係にあり、とくにほぼ同義として使われる。

そして、いくつかの用例から、このような武士の一分には、それを立て、守ることができなければ命を捨てなければならぬほどの、責

任の重さが伴っていることが分かる。

さて、『葉隠』の一分の用例のうち「一身の面目、責任」の意味で使用されているものを調べると、それらのいくつかは、武辺（武事）と奉公（主君への忠義）の一分に分類される。これは、既に先学の多くが指摘している『葉隠』思想の二大側面と照応している。

まず、武辺に対応するのは、喧嘩で遅れを取らない、という事例である。あるいは、留守居や番人として、持ち場を守る、ということである。これらはもともと、乱世において、武士が戦で遅れを取らぬことや、持ち場を死守することを大切にしていたことが原点にあつて、それが近世の平時に応用されたものと理解できる。

次に、奉公に対応するのは、主君光茂押し込めの詮議の際、大勢に抗って反対する、主君が貶められたときに命がけで抗議する、といった用例である。

また、「一分」の用例のうち、道義の意味合いを持つ者のなかには、主君への忠義には収まり切らない、他ならぬ己の責任を果たし面目を施すための己の「一分」という意味もある。『葉隠』の賞賛する武士は、ときに主君の覚えに反してでも、自分が見捨てれば困窮するであろう妻を見捨てず、己の意志で夫婦の契りを全うする。その際に、「一分」の言葉が使用され、もし見捨てれば、一分が立たぬ、という。これは、もはや主君のためではなく、他ならぬ一己の武士の責任と誇りが問題となっている。

さらに、武士の一分は、それに守られ恩義を受けたものが、相手に一分を立てて報いる用例もあり、一分には相互性があるものがあることが分かる。

また、武辺の一分、奉公の一分、己の一分は、必ずしも判然と分かるものではなく、すべての意味を合わせ持つ用例もある。最後に、このような用例について確認する。

以上、まずは本稿全体の見通しを示しておく。以下の本論では、こ

これらの内実について、詳しく見てゆくことにしよう。

一 自分ひとりの考え

(1) 悪い意味…ひとりよがりの考え

『葉隠』の「一分」の用例を調べると、「自分ひとりの」あるいは「自分ひとりの考え」といった意味の用例がいくつもある。そして、この意味自体には、道義的な善悪はないのだが、状況によって、善い意味になったり悪い意味になったりする。

悪い意味で使われているのは、ひとりよがりの考え、という意味である。例えば、聞書一の四三では、峰姫（三代鍋島藩主綱茂の娘）の縁組みについて、家臣の某が、それに相応しい身分ではなかったにもかかわらず、「一分」すなわち自分一人の考えを声高に主張したことがあった。その結果、彼の主張は用いられることもなく、結果として隠居するはめになり、病気になった姫様を看病することもできず、姫様は早世してしまつたという。『葉隠』の語り手山本常朝のこれに対する評価は、自分のための行動に過ぎず、何の役にも立たないというものである。そして、それに相応しい地位でなければ自ら殿様に諫言するようなことはせず、自分は表に立たないで、しかるべき位の人に相談して進め、それを何度か繰り返せば通るものであるという。ここでは「一分」が、自分が優れていることを人に知られたくない見栄につながるような「一人よがりの」という悪い意味で使われているのである。

あるいは、一の一三七の用例では、常人を越えた知恵を得るには、自分のことを他人に言わせればよく、それとは対照的に、「わが一分」すなわち「自分ひとりの考え」で済みますから、一段越えたところが無い、とされる。つまり、他人の意見を借りて自分ひとりの意見を越えてゆくことが望ましいこととされ、それとは対照的に、自分ひとりの

考えで済ますことは、通り一遍の知恵に過ぎないと貶められているのである。ここでは「一分」が「単なる一人の考え」という否定的な意味で使われている。

そして、これと照応しているのが、一〇の一三七の用例である。すなわち、訴訟や言い争いするときには、すぐに回答するのではなく、追って回答すると応えるべきである。そうしておいて、知恵ある人にも、そうでない人にも相談すると、自分ひとりで考えているときには見えなかった道理が見えるものであるという。それを「一分」すなわち自分ひとりの考えで済ませてしまうと、おそらく失敗する。これが老巧の知恵であるという。ここでも、前の用例と同様に、他人と相談することで、自分ひとりの考えを越えた知恵が得られるとされ、それとは対照的に、ひとりよがりの考えでは失敗する、と、「一分」が一人よがりの考えという良くない意味で使われているのである。

(2) 良い意味…

独自の考えを持つ、ひとりで正しい信念を貫く

これまで述べてきた悪い意味を持つものとは対照的に、「一分」の「自分ひとり（の考え）」という意味を持つ用例のなかには、良い意味で使われているものもある。それは、常識を越えた自分独自の考えを持つという意味である。

例えば、一の一九三には、談合の知恵を良しとするのとは対照的に、むしろ、自分にとって重要なことについては、相談すると相手がありのままをいわず馬鹿にされることもあるので、自分ひとりの考えで根本を踏まえて断固として決断すべきであるという。これは、具体的に、常朝の主君・鍋島光茂が亡くなったときに、常朝が、周囲の考えには構わず、断固として殿のお供をして、禁じられている追腹の代わりに出家したことを指している。ここで自分なりの考えを持つことは、明らかに良いこととされているのである。

あるいは、二の八一には、毎日神社にお参りすることについての「一分の見立て」があるという。すなわち、通常神社にお参りする際には、血や死人といった穢れを嫌うのが常識であるが、常朝はこれとは異なる「一分の見立て」（独自の考え）を持つているという。というのは、そもそも神社にお参りするのは、戦のときに敵を切つて血をかぶり、死人を乗り越えて戦うそのときに、良い運命を祈るためにするものであるので、その時に穢れを嫌うような神様では役に立たない。よつて、穢れには構わず、拜んでいるという。ここでは、常識とは異なる自分独自のいかにも武士らしい神社へのお参りについての考えが、良いものとして主張されているのである。しかもそれが、他とは異なる独自の考えを守る、という、後述する己の持ち場を死守するという意味での一分に通じていることも、ここで確認しておこう。

また、二の一〇一では、「一分の覚悟」すなわち、自分なりの覚悟を持つことが勧められている。ここでいう「一分の覚悟」とは、単に武芸などの一芸に優れることを目指すのではなく、通常を越えたところを目指す覚悟のことであり、より具体的には、武士として、奉公人として、他ならぬこの私が家老に取り立てられて国家（佐賀鍋島藩）を治めることを目指すことである。ここでは、通常を越えた、武士の奉公人としてあるべき自分なりの覚悟が、明らかに良い意味で使われている。

さらに、六の一一二では、石井弥七左衛門と同僚の伝右衛門が、覚悟と工夫をもって鳥原の陣に一番乗りをした後、しばらくして一番乗りを誰がしたのかについての詮議が予定されていたが、そのときに自分こそが一番乗りをしたと「一分を申す」に違いない者は、石井弥七左衛門であるとして、褒め称えられている。ここでは、自分の手柄を事実に基づきしっかりと自己主張するような者であることが、良い意味で捉えられているのである。なお、この用例は、後述する武辺において遅れを取らない覚悟とも相通じている。

二 武士として自己の責任を果たし、面目を施す

これまでで、『葉隠』における武士の「一分」の用例のうち、「自分ひとりの（考え）」といった意味で使われているものを確認してきた。それらの中には、すでにある種の道義的な意味と連続しているものもあったが、基本的にはそのほとんどが、それ自体に道義的な意味はない「自分ひとりの」という意味であり、それが良いことにも悪いことにも使われていた。

しかし、『葉隠』における「一分」の用例には、「自分ひとりの」という内容に加えて、ある種の武士の道義といった意味を強く持つ用例がいくつかある。例えば、小幡上総介の例（一〇の一三一）では、「一分」が立たぬことがすぐ後に「不義」を恥とすると言い換えられている。「不義」とは義理に反するという意で、「義理」とは、すべきことをする、という意味である。ここでは、義理に反すると一分が立たぬとされており、「一分」がある種の道義的な意味を持っていることが分かる。そして、このような「一分」は、先に触れた辞書の意味でいえば③の「一身の面目、責任」、すなわち、「おのれの責任を果たし、面目を施す」という意味をもっている。面目を施すとは、体面を失わず名誉を得るという意味である。本章では、このような意味を持つ「一分」の用例について見ていくことにしよう。

(1) 義理と一分

はじめに、道義的な意味と一分との連続性を確認するために、既に触れた一〇の一三一の用例の内容を改めて確認しておこう。武田信玄の家臣・小幡上総介の妻は、信玄に追放された小幡駿河守の娘であった。そこで信玄は、家老たちに彼らの考えたこととして、上総介を妻と別れさせるよう命じた。その意を受けた家老らは、上総介を家に呼

び出し、その家を武装した兵で取り囲んだ上で、上総介に妻と別れるよう信玄の内意を伝えた。すると上総介は、「武士の關係は良いときだけのことではない。この場に及んで罪のない妻と離縁し、路頭に迷わせては、上総介の一分が立たぬ。武士は不義を恥とする。」と断つた。ここで上総介は、断れば自分が殺されるかもしれぬからとつて、罪のない妻を離縁し路頭に迷わせることは、不義であり、武士としての責任を果たせず、己の面目が立たぬというのである。ここに我々は、「一分」が「義理」と連続する道義的な意味で使われているのを確認することができる。以下の節では、このような道義的な意味を持つ「一分」の用例について、内容ごとにくつか分けて詳しく見ていくことにしよう。

(2) 責任の重さ

道義的な意味を持つ一分の用例のうち、武士としての責任を果たし己の面目を立てる、というときの、責任の重さが強く出ている用例をいくつか順に見ていこう。まず、武士の、客人や世間に対する責任の重さが強く出ていて注目されるのは、七の四四の用例である。

ある武士の家で、客人の筭（刀の鞘に付属した装飾品。髪を撫でつけるのに使用）が盗まれたが、客はそれを言わずに帰っていった。下人の報告でそれと知った主人は、すぐに家の出口をすべて封鎖して誰も出られないようにするよう命じた。そして、家中の上下あらゆる人を召し寄せ、こう伝えた。「我が家は今夜限りでお仕舞いである。客人を招いて道具を失わせ、明日から人に顔を合わせられるものか。いま取り調べをしても「私を取りました」と申すことはあるまい。ここにいる上下数人のうちに取ったものがあるに違いない。であれば、仕方のないことではあるが、片っ端から手討ちにし、明日から私は武士を引退する覚悟を決めた。とはいえ、罪のないものを数人殺すのは不憫なことである。それでもこのようにしなければ「一分」が立たな

いところである。いずれにせよ死ぬ命なら、ここで冷静に申し出て人を助けた方が良いのではあるまいか」と。するとそれを聞いたある家来が「私が盗みました」と申し出た。そこで、すぐにその屋敷で自害させたとも手討ちにしたともいう。

ここで主人は、筭を盗まれても主人に配慮して言わずに帰って済ませた客人に対し、それをそのままにしては武士の「一分」が立たぬという。すなわち、このままでは武士として支配下の家来に盗みのような不義をさせないという自分の責任が果たせず、それでは世間にも顔向けできないというのである。そこで、盗みの容疑者である家人全員を殺し、自分も武士を引退するという。そうすれば、自分は武士として持ちてるすべてを失うが、とにかく武家の棟梁として盗んだものをつっかりと罰して責任を取ったことが公になり、最低限の責務は果たせることになる。

さて、常識的に考えて、筭自体の価値は、家人全員の命や武家の存続に釣り合うものではない。しかし、ここで問題となっているのは、筭自体の価値ではない。そうではなく、客人の物を自分の監督下にある家来が盗んでそのまま放置すれば、それは不義を許容したということであり、それでは武家の主人としての責任が果たせず面目が立たないことになる。つまり、武士としての道義的な責任と世間へ面目が問題となっており、それが家人ら全員の命や、己の武家としての存続よりも、重たいものとされているのである。ここに我々は、武士が「一分」というときの、道義的責任や世間への面目が、家人全員の命や己の武家としての存続を賭けなければならないほどの極めて重いものとされているのを見て取ることができる。

続けて、同様に武士の一分というときの責任の重さが良く出ている用例として、八の一一を見ておこう。

先年、青海和尚が殿様へのお暇乞いなしに佐賀を出発した際、呼び返しに石井源左衛門が仰せ付けられた。大里海道の内野宿で追い付き

(和尙に佐賀藩に)「帰りますように」といったところ、上方の弟子たちがいろいろと理屈を言っていたが、まったくとりあわず、青海和尙に「もしお帰りにならなければお手を触りましょう(手を取って力づくでも連れて帰ります)。空しく帰りましては源左衛門の一分が立ちません」というと、青海はたちまち納得し、上方の弟子たちに暇をやり、佐賀に帰ったとのことである。

ここで石井源左衛門は、もし主君の命令通りに和尙を連れて帰るといふ職務を全うできなければ、武士として、一分が立たない、すなわち、己の責任が果たせず面目が立たないことから、断られれば力づくでも連れて帰るといふ。おそらく源左衛門は、職務を全うできなければ、和尙を殺し、自分も自害するくらいの覚悟で言っている。和尙もさるもので、そのような源左衛門の真剣な職務遂行への責任感の強さを見て取り、申し出を受け入れている。ここにも、我々は、武士の職務に対する、場合によっては相手を殺し自分も命を賭けるほどの真剣さ、責任の重さを見て取ることができる。

(3) 武辺の一分

『葉隠』の武士道といえは、「武士道と云ふは、死ぬ事と見付けたり」(一の二)、あるいは、「武士道に於いて、おくれ取り申すまじき事」(序、夜陰の閑談)と言われるように、武辺(武事)において、死の覚悟をもって遅れを取らないことが重視されている。これは、戦乱の世の武士たちが、戦の際、死の覚悟をもって死地へと進むことを武士のなすべきこととしてきたことから来ている。当然、武士がなすべきことを守ろうとする武士の一分においても、このような武事において遅れをとらないことをそのなすべきことと見なし、それを自分ひとりで覚悟することを意味するものもある。そこで、次はこのように武辺における武士の一分が表現されている用例について見てみよう。

まず、一の一一八では端的に、「一分の武辺」という言葉が使われ、

それを確かに自分の心に決めておき、疑いなくように覚悟しておく、万が一のとき、必ず一番に選び出されるものであるという。この覚悟の内容はここでは明記されていないが、『葉隠』における武辺についての他の用例や規定を踏まえるならば、武事において遅れを取らないこと、具体的には戦や喧嘩で遅れを取らないことなどである。当然、それらはいざというときには死ぬ覚悟を必要とする。このように、いかにも『葉隠』らしい武事の覚悟にも、「一分の武辺」といふ言葉が使われており、それが、一分の重要な内容の一部を占めているのである。以下、武辺の一分について語られたいくつかの用例を見ておこう。

① 重い病(疱瘡)を押し出陣

まず、文字通り戦において遅れを取るまいとした文脈で「一分」の用語が使われている八の二一についてみてみよう。

中野又兵衛が、有馬の陣に出陣するときのことである。又兵衛は、折り悪く重い疱瘡にかかってしまった。又兵衛がそれでも出陣しようとしたところ、親族たちが、まずは療養を優先し、治つたら来るように、と口々に言ってきた。他方、又兵衛の姉婿の鍋島五郎左衛門は、「時こそあれ、出陣のとき病にかかるとは、武運が尽きた奴だ」と言って寄こした。これを聞いた又兵衛はすぐさま起き上がり、「もつともだ。まったくもつて無念な巡り合わせだ。すぐに出發しよう」と走り出た。病にかかってから十二日目のことであつた。そこで、看病人たちが乱心したと見て止めようとしたところ「乱心ではない。五郎左衛門の口上はもつともだ。武士たる者が、病気になつたからといってこの度の戦場に赴かなければ一分が立つものか。もし途中で死んだら、討ち死に同然である。これが武士の本意だ。何としても出發しよう」という。そうして、荒療治をして出陣したところ、無事有馬について、常に働き、褒美を拝領し、武士の面目を保つたという。

ここで又兵衛は、たとえ重い病とはいえ、戦に出陣しなければ、武士の一分が立たぬという。疱瘡という本来は療養が必要な重い病であれ、それを理由に出陣しないことは、文字通り、武道において遅れを取ることであった。そこで又兵衛は奮起して出陣し、面目を保ったとされている。ここで武士の一分は、重い病を押してでも、遅れを取らず、戦に赴くこととされているのである。

② 喧嘩で負けっぱなしでは一分が立たぬ

次に、喧嘩で負けて一度は遅れを取ってしまった武士が、それでは武士の一分が立たぬと、大勢相手に命がけで仕返しに赴いて、武士の面目を保った八の四五のいわゆる川上喧嘩の用例を見てみよう。

土山茂右衛門、東弥市右衛門、大木次太夫、石井伊左衛門の四名の武士が一緒にお経参りに行ったとき、川上宿で、つたく長右衛門という相撲取りが、弟子数人を召し連れて参っているのに出会い、弟子たちと口論になったところ、四人は大勢に打ちひしがれ、うち茂右衛門と弥一右衛門は棒で打たれた疵が付いてしまった。このことがお取り調べとなり、四人とも寄親の預かりとなった。(多勢に無勢とはいえ、武士が平民に喧嘩で遅れをとってしまったのである。まして、その印となる疵まで付けられたしまった二人は致命的であった)そこで、茂右衛門と次太夫は、相談して家を抜け出て、長右衛門のところに仕返しの戦を仕掛け、声を立てたので、長右衛門が裏口から出てきたところを茂右衛門が待ち受け、斬つてとどめを刺した。その上で、「最初の相手は数人なので、誰とも分からぬ。よって、川上宿中のものを残らずで切りにする」と呼びかけたので、みな逃げ散ってしまったという。そこで、その場を終わりとして帰った。追って茂右衛門、弥一右衛門は(おそらくは平民相手に武士が顔に疵を付けられ遅れをとった罪で)切腹、次太夫は牢人(顔に傷をつけられてはいないし、仕返しで面目を保ったので、切腹にはならない)、伊左衛門は閉

門(仕返しに参加していない)となったという。とはいえ、茂右衛門と次太夫の二人は、仕返しをして勝って終わってその負けを取り戻しており、最終的には武士としての面目を保っている。

そして、この事件について記された八の四五には、この事件をさらに詳しく解説した但し書きがある。煩瑣となるので詳細は省くが、そこに一分の用例がある。すなわち、喧嘩で遅れを取った後、四人が寄親に預けられていたときに、茂右衛門と次太夫が相談しているくだりがあるが、その際、次太夫から茂右衛門に宛てた手紙のなかに「このままでは一分が立たぬゆえ、明朝の夜明け前に打ち返しに行くので忍び出てくるように」とある。ここでは、喧嘩で遅れを取ったままでいることが、武士としての一分、すなわち責任と面目が立たぬとされているのである。さらに、それが理由で、謹慎中の身でありながら、禁を犯し、かつまた多勢を相手に喧嘩をしかけるといふ二重の命の危険を省みず、仕返しに行っている。ここに、武士の一分が、喧嘩などの武事において遅れを取らぬことであったこと、そして、それをそのままにしておくことは、武士にとってはその責任を果たせず、命を懸けてでもそそがなければならない恥ずべきことであったのを見て取ることができる。

(4) 持ち場を守る

これまで見て来た武辺の一分を、攻撃的な意味での武士の一分とするならば、武士の一分には守備的な側面もある。すなわち、武士はその発生より以来、実力をもって土地を占有、領有し、それを外敵の侵攻から命がけで守ることを生業なまわいとしてきた。そしてそのような、一所懸命に持ち場を死守する、という武士の習いは、泰平の世となっても生きていた。『葉隠』の「一分」の用例においても、このような内容を持つものがいくつか存在する。次はこれらについて見てみよう。

① 駆け込んできたものを守る

八の六〇では、深江助右衛門が駆け込んできた者を一分を立てて守ったという。すなわち、助右衛門は、藩主光茂の娘お仙が下総古河藩主の土井大炊頭に嫁いでいたとき、そのお付きの者とされていた。ある時、土井の家老の家来が、仲間を刀で殺し、助右衛門の長屋に駆け込んで助けを求めてきた。助右衛門は請け合い、匿っていた。このことが知れると、土井の家老たちより（殺害人の身柄を引き渡すよう）使いがあったが、助右衛門は差し出さなかった。後には大炊頭本人から使いがあった。対して助右衛門は「主人光茂のかねてよりの申し付けで、奥様に付けた者は、どんなことであれ土井家の命令に従い御家中と同様に務めよ、と命じられております。万事その通りに守っております。しかし、この度の駆け込みは、鍋島の家の名に関わることでございます。助右衛門を人と見込んで頼んで参ったものを、我が身に難儀が及ぶからといって差し出しては、侍の一分が立ちません。私は一命に替える覚悟です。たとえ大炊頭のご意向であっても、この件は断じて承服できません」という。そのため、大炊頭は奥様のお仙に伝えて「決して死罪にはしないので、身柄を差し出すように」と何度も説明してきたので、後々の処理までしっかりと聞き届け、命に別状がないこと見極めた上で、身柄を差し出したとのことである。

ここで助右衛門は、自分を人と見込んで助けを求めてきたものを、そのまま守らずに差し出しては「侍の一分が立たぬ」と、主家鍋島家の名誉と武士としての己の面目を賭けて、命がけで守っている。ここに我々は、己の領域に入ってきて引き受けたものは己の責任と名誉にかけて守るという、乱世の武士の習いを平時に応用した、武士の一分の覚悟を見て取ることができる。

② 番人の一分

次に、ほぼ同趣旨の用例として、番人の一分を立てた一〇の六四を

見てみよう。

有馬頼元の京都の留守居役に、山田覚右衛門というものがいた。あるとき覚右衛門の長屋に、衣装に血の付いた者が駆け込み面会を求めた。「ただいま逃れられぬ行きがかりで人を殺しました。すぐに切腹するのは残念ですので、あなたを頼りに駆け込んだ次第です。後から追っ手が来ます。匿ってくれますでしょうか」という。心当たりのあった覚右衛門は面会し「御始末はどのようになさいましたか」と尋ねたところ、「二人はとどめまで刺しました。一人は手負いで逃げ延びましたので、力及びませんでした」という。覚右衛門は「申し分なき始末です。確かに聞き届けました」といつて奥に通し、たばこなどでもてなさせておいた。他方、覚右衛門はすぐに門番所へ行って番人となって座っていた。そこに大勢が押しかけて「この屋敷に殺害人が駆け込んだとの訴えがありました。差し出しますように」という。覚右衛門は「何を申されますか。ところ違いでしょう」と澄ました顔で答えた。すると「確かに跡を付けたからには嘘は言わせませぬ」という。覚右衛門が「それには証拠がありますか」というと、追っ手どもは「見届けたのが証拠です。お屋敷に入れていないという証拠がありますか」という。覚右衛門は「主君のかねてからの命令で、駆け込むものを入れるな、とありますので、主君の命に替えて立ち入らせることはありません。これが証拠です」という。すると追っ手どもは「それならば、お屋敷を探し申そう」という。その時覚右衛門は立ち向かい「有馬の屋敷をその方たちに探させては、番人の一分が立たぬ。説明を聞き届けず、大名の屋敷に踏み込もうという狼藉者は一人も生かしておけぬ」といつて、刀を抜き、番人どもも刀を抜き連なつて斬りかかったので、追っ手の者たちは困惑し、色々とわびを行って帰ったという。

その後の詳細は省くが、覚右衛門は、幕府の詮議も切り抜け、自分を頼んできた武士をしばらく庇い、後で無事に逃がしたという。

ここに我々は、佐賀鍋島藩だけではなく、有馬家という別の武家にも通底する、自分の領域に入って来て引き受けたものは御家の名譽と己の面目をかけて命懸けで守り抜く武士の一分を見て取ることができ

(5) 奉公の一分

周知のように、『葉隠』武士道において奉公は、武辺と並んで極めて重視されている。『葉隠』の奉公論とは、技術で役に立つことよりも、忍ぶ恋のような思いで、ひたすらに主君のためを思つて仕えることが大切であるとされる。技術よりも、思いが重視されるのである。このような奉公においては、たとえ主君が道義的に問題があるうが、主君に反対する勢力が大きくなつて勝ち目がなからうが、ひとりだけでも主君の味方することが本當の奉公であるということになる。次は、このような奉公に関する武士の一分の用例を見てみよう。

① 主君押し込めの詮議に反対

はじめに注目されるのは、一の七の用例である。一の七の趣旨は、家老相良求馬が、他の重臣や親類たちが主君光茂の非を言い立てて引退させるクーデターの詮議をしていたところ、それを察知して、その詮議をしている家の隣を借り切つて馬鹿騒ぎをして非難の対象を自分に向け、自分がその罪で切腹することで主君の押し込め詮議を潰したという、求馬の命懸けの忠義と知恵が賞揚されるというものである。ここでの「一分」はそれを補足するくだりで二例使われている。まず、第一の用例では、その光茂押し込めの詮議は、大木知昌と岡部重利の二人が企て、鍋島種世が引き入れられて筆を取ったが、その後押し込め詮議のときには、種世は「一分を達し」すなわち大勢に反して光茂押し込め反対という自分の言い分を伝え、そのまま出家剃髪して隠遁したという。ここで種世は、いったんは詮議の中に入り込んで

全容を把握しつつ、いざそのときには、毅然として反対して光茂への忠義を示し、詮議を潰しにかかったのである。そして、ほぼなりかけていた主君押し込めの陰謀に対して、求馬同様、当時の藩の大勢に対峙し、自分ひとりでも主君への忠義を立てそれを行動で示しているのである。次に、第二の用例では、押し込め詮議を推進している寄親の大木知昌が主君の押し込めに同意を求めたのに対し、その家来であった大隈次兵衛が、同意できぬ、との一分を申し出た、という。これも、大勢を掌握している自分の直接の上司に逆らつても、分の悪い主君光茂に対して、自分ひとりで忠義を貫いているのである。

これらの用例に、危険や損得を省みず自分ひとりでも主君への忠義を貫く、奉公の場面における武士の一分を見て取ることができる。

② 主君の死に際し一人で出家を断行

また、すでに本稿第一章第(2)節で取り上げた一の九三の用例は、「一分の分別」を立てるべきというものであった。すなわち、大抵のことは皆に相談するのが良いのに対して、自分に関する大事なこと、例えば、主君光茂の死去に際して出家するようなことは、衆議に諮つても止められるだけなので、むしろ、自分の考えを貫くことが大切であるとされる。この用例も、その内容からいえば、道義的な意味を合わせもつものとして、奉公の一分にも分類されよう。

③ 主君が貶められたのを命懸けで抗議

次に、奉公の一分に関する聞き取り書で取り上げた一の九三の用例では、主君が貶められたときに命がけて抗議した八の六六の用例である。

石井権之助は、神代常親の家臣であった。ある時、数人で話をしていた際、西牟田三之丞が「有馬の陣では神代常親殿は不出来であった」という。これを聞いた権之助は起き上がり「今の話、確かに聞き届けた。何を証拠に有馬の話をしているのか。私は神代殿のお供をし

て、有馬でこのように片手を討ち落とされ、手切れの権之助と言われ、各々方の前でもいっぱしの口を利く者である。その私が、主人の悪名を言われ、そちらを立てておいては、一分が立たぬ。しかしながら、手がないのでおぬしと果たし合いはできぬ。ついてはわしの腹を突いて腹を切れ。主人のために捨てる命は本望である。このように言われてこの席を立てては、そなたも一分は立つまい。ここへ寄れ」と押し肌脱いで実行しかかった。一座の衆は、なんとかなだめたが、我慢しなかつたので、三之丞より詫び状を出して澄ませたとのことである。

さて、ここで片手のない権之助は、いかに有馬で活躍した勇士とはいえ、現実的に見ればいっぱしの武士相手に喧嘩をしたところで、勝ち目はほとんどなかつたことであろう。とはいえ、主君のために文字通り命を懸けて主君を貶めた相手に抗議し、結果として相手を真剣さで圧倒して詫びを入れさせ、主君を貶めた言葉を改めさせ、己と主君の名譽を守っているのである。

(6) 己の一分

前節では、奉公における武士の一分の用例について見てきた。そこで武士の一分は、主君にどのように尽くすか、というところに焦点が当てられていた。奉公の一分は、主君のため、というのが、その核心であったのである。他方、武士が一分を立てるときには、ときに主君の覚えや意向に反してでも、一分を貫くことがあった。このとき、武士の一分は、単なる主君のためものではない。それよりは、他ならぬこの私の責任を持つ領域と誇りを守ることが問題となつてゐる。ここでは、そのような己の一分について見ておこう。

すでに触れておいたように、一〇の二二一によれば、小幡上総介は、主君武田信玄に追放された小幡駿河守の娘を嫁にしていたことから、信玄は、家老らに命じて家老らの相談というかたちで妻と別れさ

せるよう指示した。そこで、家老らに呼び出され、その屋敷を兵たちに囲まれた上で、それを伝えられた上総介は、「侍の契りは良いときばかりではない。この場に及んで罪のない妻を路頭に迷わせては上総介の一分が立たぬ。武士は不義を恥とする」と突っぱねてゐる。ここで上総介は、たとえ主君の意向とそれを受けた家老らの武力を伴う威圧的な説得に抗つてでも、妻との契りを守り、己の責任を持つ領域と誇りを守っているのである。とはいえ、上総介は、主君信玄を立てることも忘れてはいない。続けて「主命なら仕方ないが、内意のうちにはできぬ。また、もし主君への忠義を妻へと思ひ替え、反逆の心があるはずと思われれば、この場で切腹しよう」という。ここで上総介は、まずは命懸けで妻との契りを守り、己の領域と誇りを守る一方で、同じく命懸けで主君との契りを守つてみせるのである。このようにな上総介の言葉に、家老たちは道理に詰まり、そのまま持ち帰つて信玄に伝えた。すると信玄は、わしが間違つていた。彼を試すためにそうしたまでだ、と言つて、ことさらに上総介を褒めたという。

ここで上総介は、武士の契りは良いときだけのものではないとして、毅然として妻との契りを守つてゐる。他方、同じ契りは信玄との主従の契りにも適用される。すなわち、彼は反逆の心がないことを示すために、切腹する覚悟を示している。上総介はここでしっかりと主君信玄との主従の契りも命懸けで立てており、それだからこそ、いざというときにも裏切らぬ家臣であるとして、信玄の賞賛を受けることになる。

それでは、上総介はつまるところ妻や主君のためにそうしたのかといえ、そうではない。ここで上総介は、己の一分、すなわち、自分が責任を持つ領域を守り、誇りを保つことを何よりも重視している。妻や主君との契りを守ることは、己の守るべき領域に入つてゐるのである。ここで、ぎりぎりのところで立ち現れてきた武士の一分とは、単に誰かのためにすることを越えて、己が責任を持つと定めた領域を

守ることであり、またそれによって保たれる自らの誇りでもあったのである。

(7) 武士の一分の相互性

ところで、これまで見てきたような武士の一分は単に一人で立てるものではなく、ときに一分を立てるもの同士の強固な関係が成立していた。つまり、武士の一分には相互性があったのである。次に、この点を読み取ることができる一〇の一〇七の用例を見てみよう。

戦国末期に石田三成が徳川家康の上杉攻めの隙について上方で反家康の兵を挙げた際、当時上方にいた家康派の大名の妻子を伏見城に連れてきて人質にしようとしたことがあった。そのとき、たまたまお城の近くにあるということではじめに使いが派遣されたのが、当時家康の味方で関東に下っていた細川忠興の屋敷であった。忠興の妻玉子（ガラシャとも）は二度までは婉曲に断って使者を押し返していたが、三度目にはついに力づくでも連れて行くとの脅しを受けた。すると玉子は、女のことだから身支度の時間がほしいといつて時間をかせいだ。そのとき、玉子から家老たちへ遣した言葉のなかに、一分の用例が二つある。玉子はまず、細川忠興のこれまでの恩義を語る。すなわち、忠興はかつて玉子が明智光秀の娘であったため、光秀より信長への反逆に与するように伝えられると、不義のものと契りは結べぬと玉子を離縁した。その後、光秀が秀吉に敗れた後、反逆人の娘として玉子が行き場を無くしていると、「この越中守（忠興）妻女を路頭に迷わせていると言われては、私の一分が立たぬ」として、玉子と復縁している。（このことは、玉子が天下の反逆者明智光秀の娘であったこと、さらにはそれを打ち破った時の天下人豊臣秀吉の覚えを考えれば、百害あって一利のないことであったが、既に触れた上総介と同様、忠興は、己の責任と名誉にかけて、ひとたび己の領域に入れた妻の玉子を守ったのである）他方、それを受けた玉子は、この御恩の深

いことは、生前には返しがない、と有難く受け止めていた。そして、「この度仕方なくお城に召されては、越中守への一分が立たぬ」という。妻の玉子もまた、大名の妻であり、城の名代として守るべき領域と、その誇りを、一身をかけて守ろうとしており、それを放棄しては、一分が立たぬというのである。ここでは、忠興がリスクを冒して守った武士の一分によって守られた妻の玉子が、同様の一分をもって、忠興との契りを守り応えようとしている。ここに我々は、一分を守るもの同士の相互的な交わりが成立しているのを見て取ることができる。

玉子は続けて、自分が人質になったら、恩愛から家康への不義もしかねないと心配する。他方、三成のせいで妻子が死んだとなれば、無二のはたらきもするだろうと予測する。そして、家老らに、居間に焼き草を積んでおき、我等妻子が自害するのを見たら、火を付けて欲しいと頼む。さらに、召使いらは心のままに逃げるよう勧め、越中守に あつたら、これまで述べてきた趣旨を詳しく伝えてほしいと頼む。その上で、居間に入り、まずは十歳の娘に趣旨を告げて刺し殺し、さらに八歳の男子に、武家に生まれた証拠に腹を切れ、と命じた。そしてその息子が、心得ましたと押し肌脱いで腹に脇差しを突き立てたとき、つらい目をみせるよりはと首を討ち落とし、自分も自害した。それを見届けた家老らは、焼き草に火を付け、思い思いに働いた上で、火の中に駆け入って死ぬものも多かったという。その後、三成は大名の妻子を人質に取ることを止めたという。

玉子は、自分が人質になれば、恩愛から忠興が家康を裏切るリスクを想定していた。そして万が一そうなつてしまえば、細川の御家自体が一分を失い、同じく一分を尊ぶ家康ら同盟中の武家の信頼を失って御家が存立の危機に陥ることまで予想していたことであろう。それでは、大名の妻として、お城の名代として細川の御家を守ることはできない。そこで、御家の人々を守るために、自分と愛する我が子二人の

命を懸けてでも、人質になることを拒み、武士としての一分を全うしたのである。今日の常識に照らせば、命を軽んじているようにも見えらるが、玉子に言わせれば、今日の我々とは異なる戦乱の世の常識の支配する世界にあって、長期的視野に立って細川の御家の存続を考え、最善と思われる行動を取っているということであり、その結果として、細川の御家に所属する多くの人々の命を守っているということになるだろう。ここに我々は、己の領域とそこでなすべきことを命懸けで守り、名誉を保ち、それを尊ぶもの同士の相互的な交わりを維持することで御家の存立を確かなものとする、武士の一分の相互性を見ることが出来る。

(8) 総合的な一分…家老になって国家を担う覚悟

最後に、武辺、奉公、己の一分を合わせ持つ、総合的な「一分」の用例を見ておこう。

聞書二の一〇一では、常朝の某という侍への助言として「一分の覚悟」を持つように勧められる。すなわち、人より高いところに目を付けないさい。武芸に優れているだけでは芸人に過ぎず、それよりは「あの人は武士だ。さすがの奉公人だ。」と見られ、家老が必要な時に選び出されることを目指さねばならぬ。国家を治めるほどの忠節はなく、たとえ家老に召し出されなくても、「一分の覚悟」は御用に立つのと同じことである、という。すなわち、武辺（本稿では武辺の一分）と奉公（本稿では奉公の一分）で遅れを取らぬとの覚悟を持ち、国を治めようと志して家老を目指すことが、一己の武士としてあるべき「一分の覚悟」であるというのである。ここに我々は、先学が既に指摘するような、人として家老となり国家を治めることを目指すことこそが佐賀鍋島藩の奉公人の理想であるとする『葉隠』の奉公論・家老論と同じ結論を、「一分」の用例からも見出すことができる。かつまた、それが「武士」として、武辺において遅れを取らぬ覚悟と相通

じるものであり、さらに、それら武辺と奉公の覚悟が、たとえ一人でも己の領域と誇りを守り抜く「己の一分」の思想と「一分」の言葉で結び付いているのを見て取ることが出来る。

まとめ

本稿では、『葉隠』における「二分」の全二五の用例のうち、「ほんのわずか」という意味を除く武士の一分に該当する二三の用例のうちの主なものをその内容ごとに分類、整理しながら、『葉隠』における武士の一分の内実について多面的、総合的に解釈してきた。

「二分」には、第一に、「自分のひとりの（考え）」、第二に道義的な意味を伴う「一身の面目、責任」という意味があった。

第一の「自分ひとりの（考え）」という意味には、悪い意味と良い意味があった。その悪い意味とは、独りよがりの考えという意味で、それとは対照的に、何でも他人と相談することで、自分では見えなかつた道理が見えることが、談合の知恵として良いこととされた。他方、その良い意味とは、自分独自の考えを持つ、あるいはひとりで正しい信念を貫く、という意味で、武士は重要なことにおいては、ときに人と相談するよりも、自分独自の考えを持ち、ひとりで正しい信念を貫くことが良しとされた。このように、『葉隠』の「一分」の用例のうち、自分ひとりの（考え）という意味を持つものには、独りよがりの考えという悪い意味と、独自の考えを持ち正しい信念を貫くという良い意味の二つがあったのである。

「二分」の第二の意味は、「一身の面目と責任」という意味で、それを立てるとは、「武士として己の責任を果たし、面目を施す（＝誇りを守る）」という意味である。このような一分には、不義をなせば一分が立たないという用例があり、道義的な意味と連続している。そして、武士が自分で守ると定めた一身の責任の重さは、それを失えば名

譽を失って引退、さらにはときに死ななければならぬほど重いものであった。

そして、このような意味での武士の一分には、『葉隠』武士道の根幹をなす武辺と奉公それぞれに対応するものがある。

第一の武辺の一分には、さらに攻撃的側面と守備的側面があった。まず、その攻撃的側面とは、武事において遅れを取らないことであり、具体的には、万難を排して戦に赴いたり、喧嘩で遅れを取らなかつたりすることであった。次に、その守備的側面とは、自分の持ち場を死守したり、自分を頼んできたものを相手次第で引き受け命懸けで守ったりすることであった。

次に、奉公の一分とは、たとえ自分ひとりでも主君への忠義を貫くことであった。例えば、主君を押し込めようとする謀略を仕掛けた敵対勢力が圧倒的な力を持っているなかで、自分ひとりでも主君への忠義を貫き、命懸けで押し込めに反対するとか、主君の死に際して追腹が禁止されているなかで代わりにお家を断行してすべてを賭けた忠義を示すとか、主君が貶められたらたとえ勝ち目がなくても命懸けで抗議するなど、自分ひとりでも主君のためにすべてを賭けて尽くすことであった。

他方、一分の用例のなかには、単に主君に尽くすというよりは、むしろ自分の誇りを守るための「己の一分」というものもあった。すなわち、主君のために尽くすことが『葉隠』の奉公論の基本だが、それだけではなく、例えば、主君の覚えの良くない一族の妻と別れるよう内々に言われても、ひとたび武士が契りを結んだ罪のない妻との関係を都合が悪くなつたからといって離縁するというのは、武士の一分が立たぬと言つて断る武士が、むしろ褒め称えられていた。このとき、武士の一分を立てることは単なる主君への滅私奉公ではなく、むしろ、己が守ると決めた領域を守ることであり、それは、他の誰のためでもなく己の誇りを守ることもあった。

さらに、武士の一分には相互性が成立することがあった。例えば、天下の反逆者明智光秀の娘として路頭に迷いかけていた妻と復縁して己の一分を守つた細川忠興の心意気を御恩と受け止め、いつか報いようと誓っていた妻の玉子は、敵方の石田三成に人質にされそうになつた際、命懸けで拒んで一分を立て、忠興に応えている。武士の一分は、それによつて守られたものが、それを御恩と受け止めて、今度は相手を守ろうとするというように、相互的な連関が成立することがあつたのである。

また、『葉隠』の一分には、武辺、奉公に優れた家老になつて国家を担う覚悟を持つという一分があつた。すなわち、武士は単に技術が優れているだけでは駄目で、武士として奉公人として他に遅れを取らず、必要なときには家老に呼び出されるよう一分の覚悟を持つべきであるという。ここに、武辺と奉公、さらには己の一分を合わせ持つ、総合的な意味での武士の一分を見て取ることができる。

注

- (1) 山本博文は、『葉隠』と日本人の姿 武士道で重んじられた名誉意識
 『武士の一分』(『週刊東洋経済』、平成一八年六月一八日号、七八―八〇頁)のなかで、武士の持つ名誉意識のことを武士の一分であるとす。
 例えば、『葉隠』には、鳥取藩士が、同僚が喧嘩しているとの噂を聞き劣勢だつた味方に加勢して相手を討ち取り、喧嘩に加担しない御法度に背いたとの取り調べを受けた際、同僚が喧嘩して打たれようとしているのを見て命惜しさに加勢しなければ武士道が廢ると主張して、かえつて褒められたという説話があるが、このように、結果を考えず自分の正義を貫き、命懸けで名誉を保つことを武士の一分と理解している。あるいは、平時において悪口を言われたら言い返せばよいなどとされることも、これと同根であるとする。これらの解釈自体は間違ではないし、本稿での後の考察とも部分的に重なるものである。しかし、これは短い雑誌記事であることもあり、『葉隠』の一分の用例を総合的、多面的に

分析、解釈したものではない。

- (2) ただし、内容について言えば、本校第二章第(6)節で後述する「己の一分」が、相良亭が『武士道』（塙書房・塙新書、昭和四三年）第五章で「卓爾とした独立」と題して取り上げた「自己を支配し独り立つ武士」という規定と一部共通している。本稿は、相良の指摘を踏まえ、それをテキスト概念の「一分」に焦点を当てて、さらに詳しく掘り下げようとする試みである。

- (3) 菅野覚明、栗原剛、木澤景、菅原令子『新校訂 全訳注 葉隠（上）（中）（下）』（講談社学術文庫、平成二九、三〇年）および、佐藤正英、吉田真樹、木村純二、板東洋介、上野太裕、岡田大助『定本 葉隠 全訳注（上）（中）（下）』（ちくま学芸文庫、平成三〇年）参照。

- (4) 『葉隠』の聞き分け方や聞き書の番号の振り方には諸説あるが、本稿では、小山本を底本とした前掲『定本 葉隠 全訳注』の分類、番号に従う。

- (5) 全二五の用例のうち、八の七八および一〇の六八の「一分」の二つの用例は、「ほんの少しも」「ごくわずかな」といったわずかな距離や範囲の意味であり、武士の「一分」の思想内容を問う本稿ではほとんど意味を持たないため、取り上げない。ただし、後述する「自分ひとりの（考え）」という意味の用例のうち、悪い意味の用例で独りよがりの考えという意味があるが、それは談合して多くの人の知恵を集めることと対照的に用いられるため、「ごくわずかな」という意味とも照応している。同様に、「自分ひとりの（考え）」が良い意味での独自の信念を貫くという意味を持つときにも、他の人々の一般的な意見に抗うという意味で、「ごくわずかな」という意味とも重なる。これは、後述する「奉公の一分」「武辺の一分」「己の一分」を立てる際にも、それぞれ衆議に反して

自分ひとりの領域と誇りを守る、という意味を持つことがあるので、これらの場合、「ごくわずかな」という意味を合わせ持つことは押さえておく。

- (6) 相良亭は『葉隠』と現代』（『伝統と現代』昭和四四年六月号）において「武士には二つの側面がある。一つは主従関係における武士である。二つは戦闘員としての武士である。『葉隠』にもこの二つの性格があり」という。種村完司も、『葉隠』の研究』（九州大学出版会、平成三〇年）第九章「『葉隠』の歴史的倫理的評価について（その四）」において、小池喜明が「葉隠 武士と「奉公」』（講談社学術文庫、平成一一年）で主張する奉公一元論に反論して、このような二面性があることを論証している。

- (7) 例えば、本稿で後述する川上喧嘩のほかに代表的なものとして長崎喧嘩がある。聞き書の五五、五の四五参照。

- (8) 同様の相互性は、すでに武辺の一分のうち、守備的な側面を取り上げた、番人の一分の説話にも見て取ることができる。ここでは山田覚右衛門が、自分のところに庇護を求めてきた面識のある侍に、首尾はどうだったかと尋ねていた。そして、相手が、二人は始末し、一人は怪我をさせたものにとどめまではさせなかったと答えるのを聞き届けてから、庇うと決めていた。ここでは、相手が、武辺の一分を立てる働きをしているのを聞き届け、命懸けで庇うに足る相手と見極めてから、自分も武士の一分を発揮しているのである。ここにも、武士の一分を知るもの同士相互的な交わりを見て取ることができる。

- (9) 相良亭「山本常朝——『葉隠』の思想」（相良・源・松本編『江戸の思想家たち』上巻、研究社出版、昭和四四年、所収）参照。